



## 2 志木市スポーツ推進審議会

### (1) 志木市スポーツ推進審議会条例

昭和55年3月19日  
条例第7号

#### (設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、志木市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、志木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

#### (会長等)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

#### (委員)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育政策部生涯学習課において処理する。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## (2) 志木市スポーツ推進審議会委員

(敬称略)

| No. | 氏名    | 選出区分   | 備考                                    |
|-----|-------|--------|---------------------------------------|
| 1   | 木下 和夫 | 学識経験者  | 志木市体育協会 副会長<br>テニスクラブ経営<br>(木下テニスクラブ) |
| 2   | 上原 京子 | 学識経験者  | 志木市スポーツ少年団<br>志木市ミニバスケットボール連盟 理事長     |
| 3   | 有竹 豊久 | 学識経験者  | スポーツクラブ事業担当<br>(セントラルウェルネスクラブ志木)      |
| 4   | 大石 裕弘 | 学識経験者  | 大宮アルディージャ<br>普及部長                     |
| 5   | 志村 智  | 学識経験者  | スポーツクラブ経営<br>(志木スポーツプラザ)              |
| 6   | 隅田由香利 | 行政関係機関 | 志木市立小学校長会<br>小学校体育連盟会長                |
| 7   | 高橋 良和 | 行政関係機関 | 志木市文化スポーツ振興公社 理事長                     |
| 8   | 中平 仁  | 行政関係機関 | 志木市立中学校長会<br>中学校体育連盟会長                |
| 9   | 星野 賢  | 学識経験者  | 志木市サッカー連盟会長<br>志木市体育協会 副会長            |

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日